

学校いじめ防止基本方針

五所川原市立五所川原第四中学校

校長 鎌田 長生

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害である。また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。よって、その行為は決して許されるべきものではない。

いじめを防止するためには、大人が、子どものいじめに関する課題意識を共有し自己の役割を認識するとともに、子ども自らも、安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、学校全体で、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

2 いじめとは

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本的な方針

- (1) 学校の実情に応じ、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。
- (2) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている子どもを守り抜くことを表明しいじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (3) 相談窓口を明確にするとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて生徒一人一人の状況の把握に努める。
- (4) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- (5) いじめは、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう家庭、地域及び関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

4 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

ア 生徒が生命のかけがえのなさに気付き、命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶなど生命に対する畏敬の念や、自分を大切にするとともに、他人の人格や人権を大切にするなど人間尊重の精神を育み、実際の生活の中で生かすことができるよう道徳教育を推進する。

イ ボランティアや職場体験をはじめとした体験活動等を推進し、地域社会や集団の中で、様々な

人々との触れ合いを通し、コミュニケーション能力の育成を図る。

ウ いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないためのいじめの未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

エ 未然防止の基本として、生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

オ 生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめを受けた生徒を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は生徒に対して、傍観者とならず、いじめ防止対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

カ 生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

キ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ク いじめの考え方、実際の指導方法・対応等について共通理解を図り、教育委員会発行の「生徒指導危機管理の手引き」等の活用を図る。

(2) いじめの早期発見

ア いじめは大人の目に付きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

イ 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ウ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、家庭及び地域等がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要があることから、家庭、地域及び子どもを見守る関係機関等と連携し、情報を共有しながら、学校評議員会や地域行事等の場を活用し、早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

ア 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

イ 各教職員は、いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

ウ いじめ防止対策委員会は、学校の管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等をもって構成されるが、日頃からスクールカウンセラーとの連携を密にするとともに、いじめが発生した際には、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門的な知識を有する者を当該組織に参画させ、より適切な実効性のある組織として機能させる。

エ いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方

針を決定し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。

オ いじめを行った生徒に対しても、当該生徒の人格の成長を促し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、いじめを行った生徒が抱える問題や背景を理解し、立ち直りを支援する。

これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくいことから、生徒に対する情報モラル教育を一層充実させるとともに、保護者に対する啓発活動に取り組む。

イ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐために、直ちに関係機関と連携し対応する。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※囲みの部分はいじめ防止対策推進法

ア 「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

イ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目し、例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

ウ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかにその旨を教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

イ 調査の趣旨及び調査主体について

(ア) 調査の趣旨

- ・重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行う。

(イ) 調査主体

- ・調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合がある。

ウ 調査を行うための組織について

(ア) 教育委員会が、調査の主体となる場合は、専門委員会が調査を行う。

(イ) 学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存のいじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施することができる。

(3) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(ア) 教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

イ 調査結果の報告

(ア) 調査結果については、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

(イ) 教育委員会は、上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

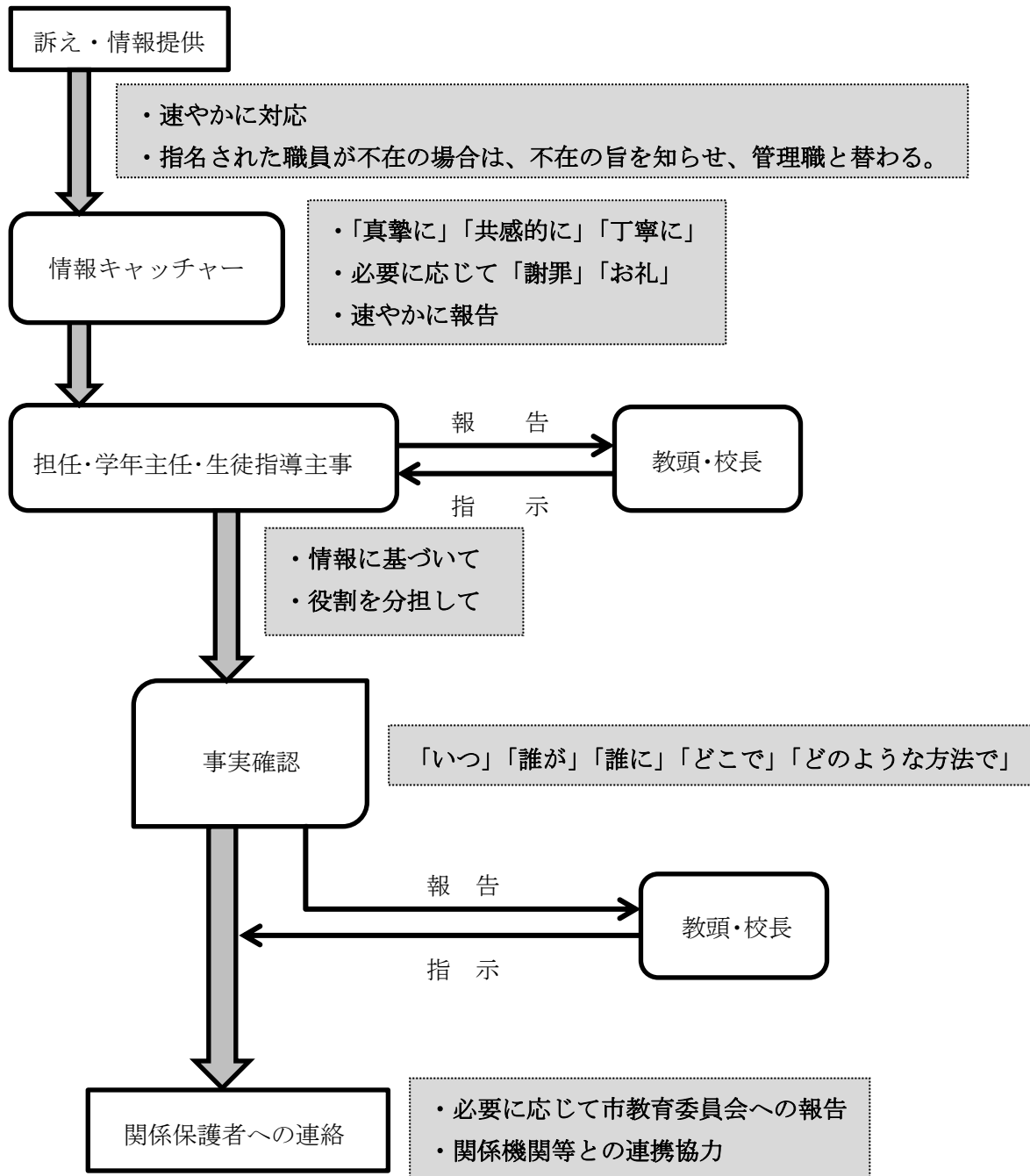
6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 学校の基本方針の見直し

学校は、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、措置を講じる。

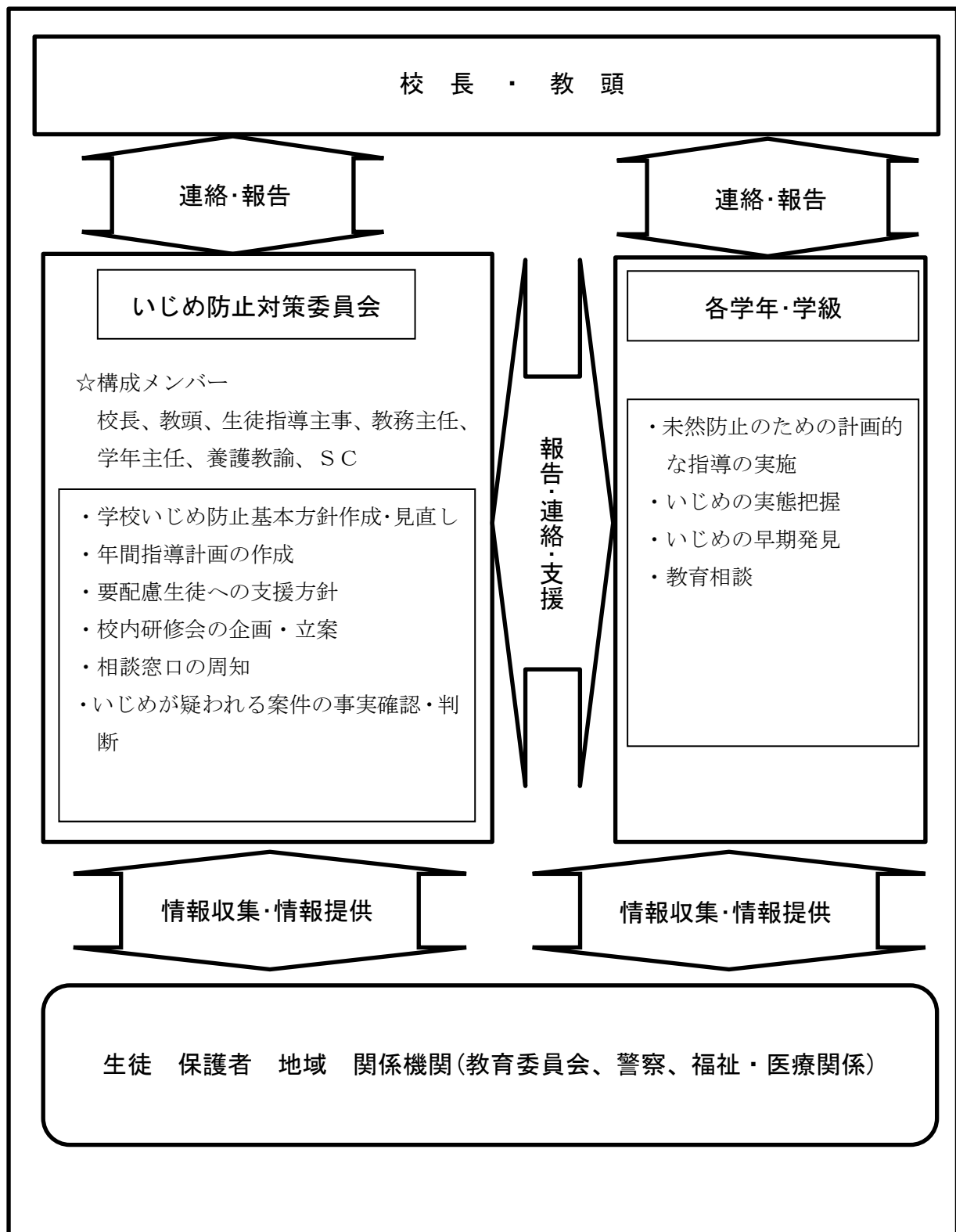
7 指導体制

(1) 緊急時の報告経路



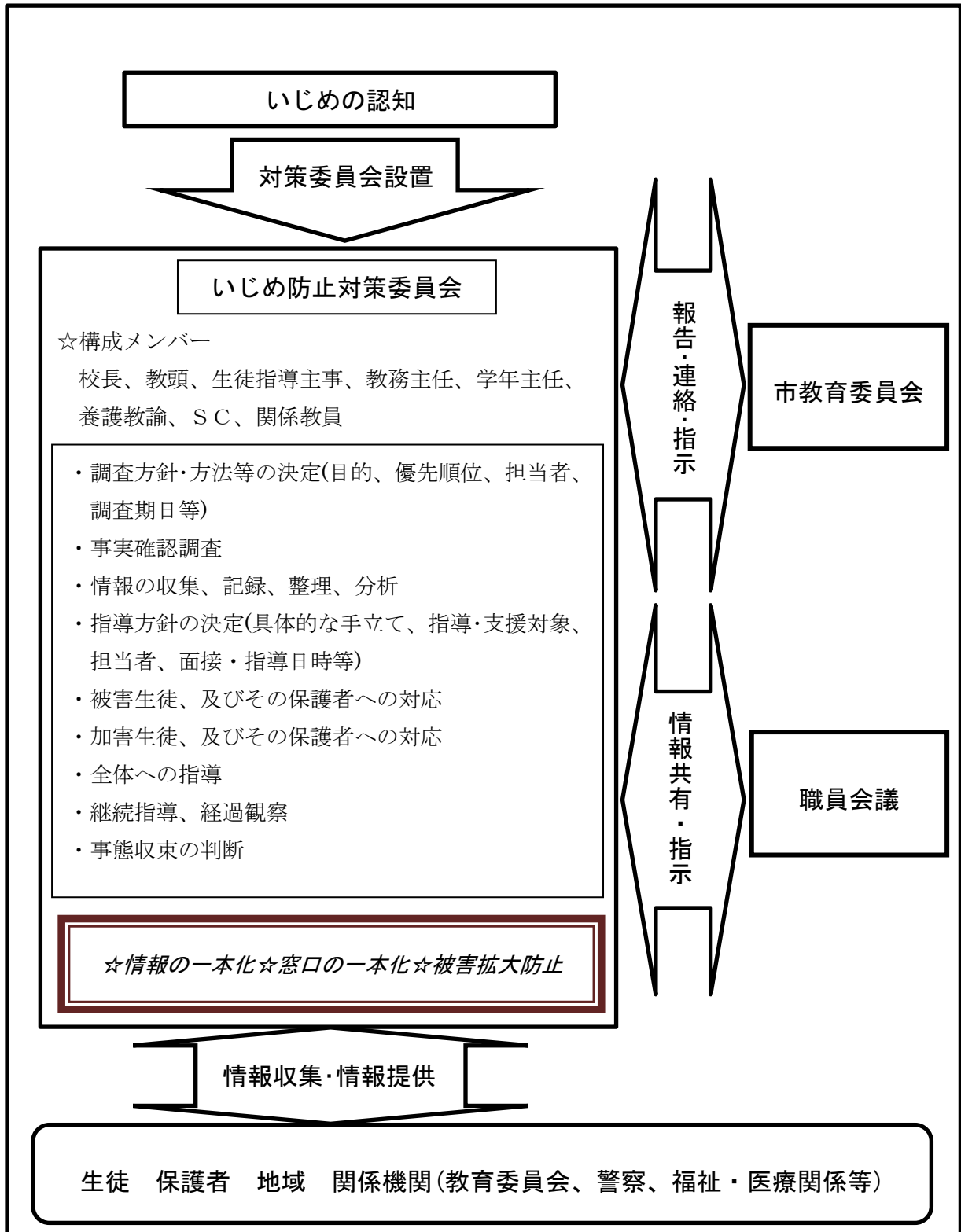
(2) 平常時

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。



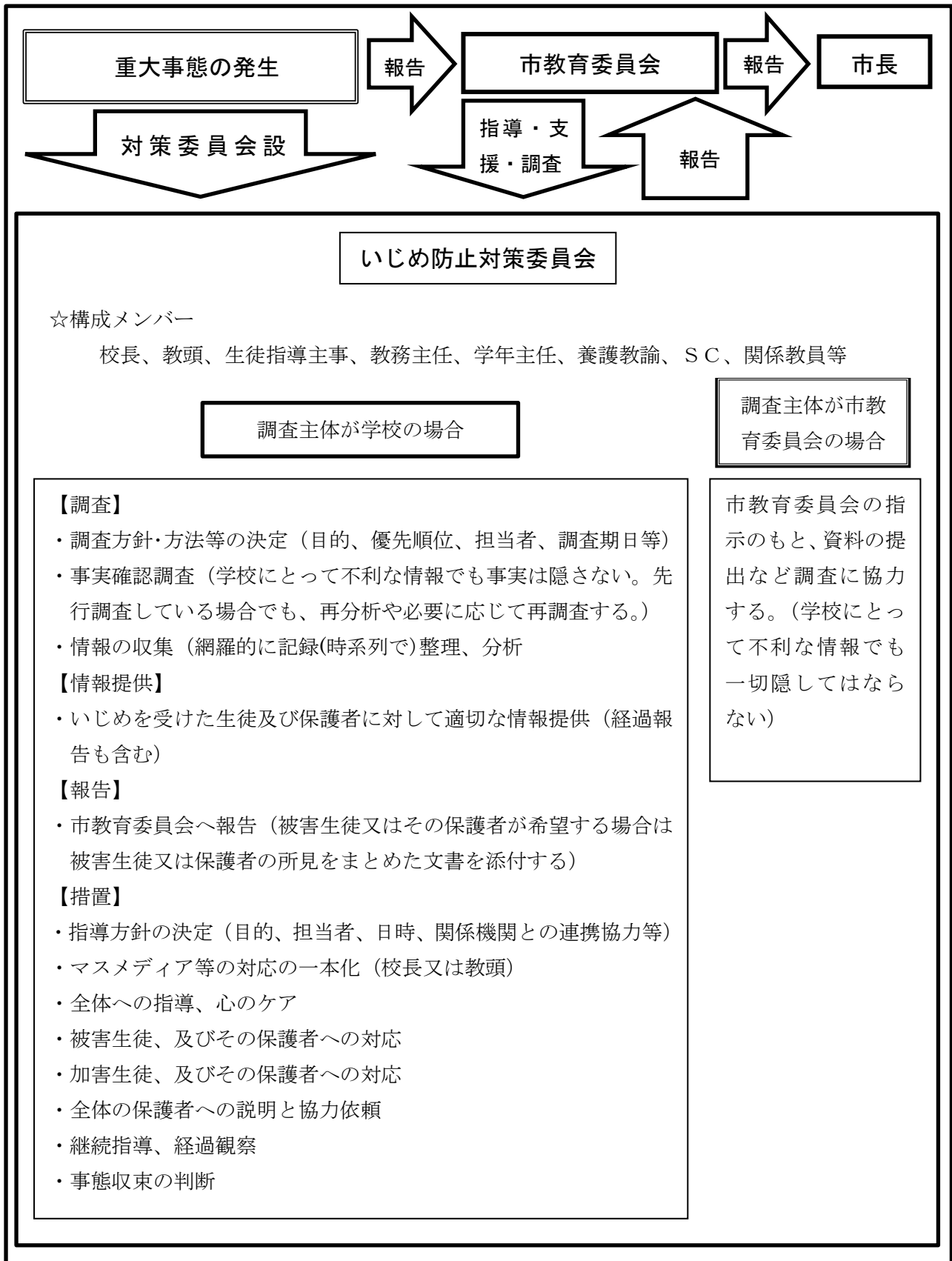
(3) いじめ発生時

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

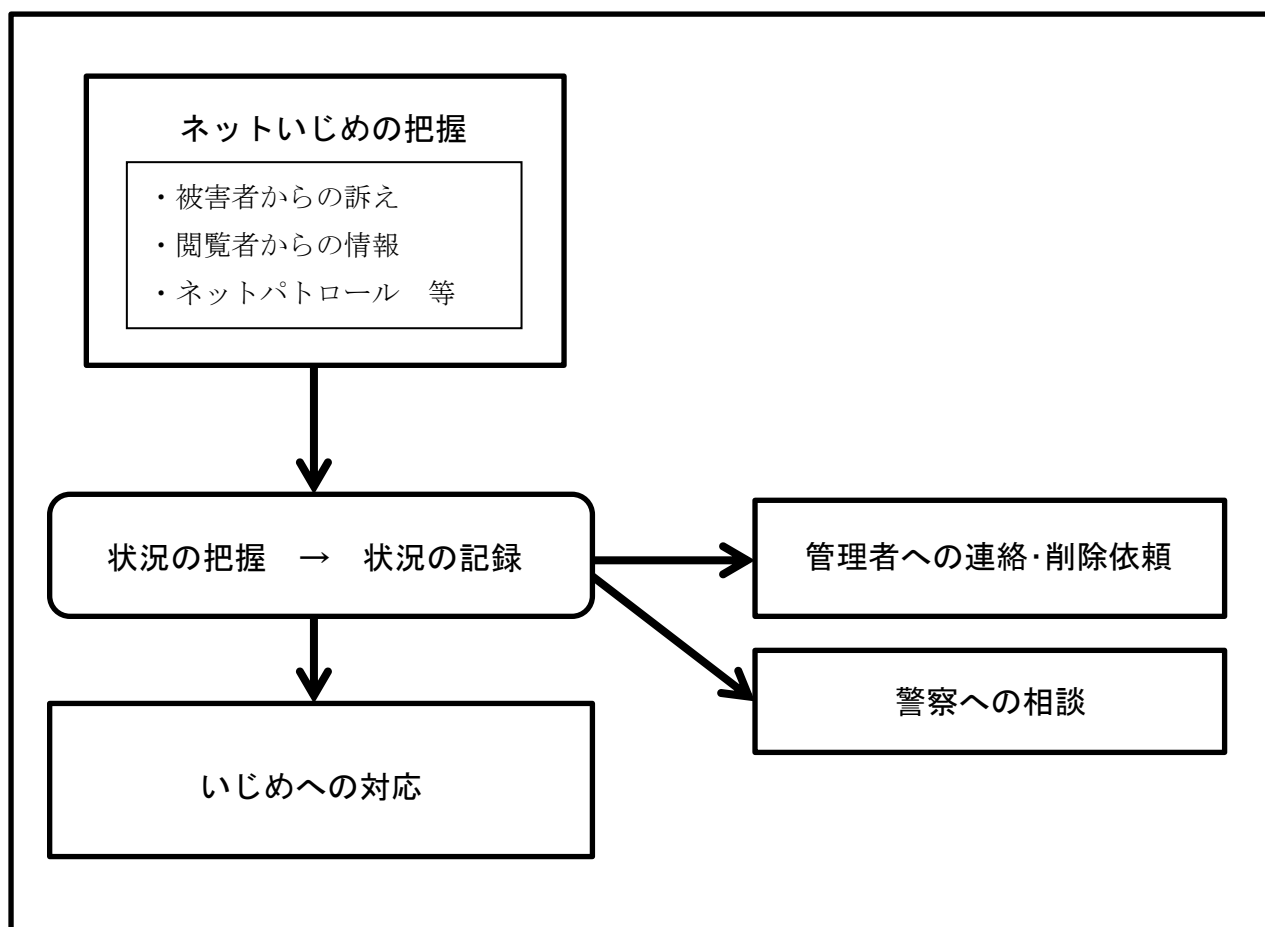


(4) 重大事態発生時

重大事態発生時は、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の調査主体の判断、指示、指導の下、速やかに組織的な対応をする。



(5) ネット上のいじめへの対応



8 方針等の評価改善

- ・より実効性の高い取組を実施するため、この「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているか、評価点検し、必要に応じて見直していく。
- ・方針等についての評価は、7月、12月に定期的に行うほか、必要に応じて、評価・点検・見直しを行う。

(資料)

「いじめのサイン」

家庭でも多くのサインを出しています。こどもの動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすくなります。

以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるように、担任や学年主任などに相談してください。

友人関係等	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあつたりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
体調等	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習面	学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物・金銭	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭をほしがる。